

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反行為に対する処分はすべて指定取消しである。

ただし、特段の事由がある場合の処分基準は以下のとおりとする。

違反項目	水道法		水道法施行規則	違反内容	処分内容等
	根拠条文	関係法令条文			
指定要件 違反	25 条の 11 第 1 項 1 号	第 25 条の 3 第 1 項 第 1 号	第 21 条	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
		第 25 条の 3 第 1 項 第 2 号	第 20 条	2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し
		第 25 条の 3 第 1 項 第 3 号イ	第 20 条の 2	3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第 25 条の 3 第 1 項 第 3 号ロ		4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであることが判明したとき。	指定取消し
		第 25 条の 3 第 1 項 第 3 号ハ		5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第 25 条の 3 第 1 項 第 3 号ニ		6. 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第 25 条の 3 第 1 項 第 3 号ホ		7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	
				①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定停止 6 月以下
				②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止 6 月以下
				③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止 3 月以下
		④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止 6 月以下		
		⑤研修機会の確保をしなかったとき。	文書注意		

違反項目	水道法		水道法施行規則	違反内容	処分内容等
	根拠条文	関係法令条文			
指定要件違反	25 条の 11 第 1 項第 1 号	第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ		⑥文書注意に従わないとき。	文書警告
				⑦文書警告に従わないとき。	指定停止 3 月以下
				⑧管理者の承認を受けずに工事を施行したとき。	指定停止 6 月以下
				⑨工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。	指定停止 6 月以下
		⑩その他の違反行為をしたとき。(他の事業者の名義を使用した場合等)	指定停止 6 月以下		
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号へ		8. 法人であって、その役員のうちに 3 から 7 までのいずれかに該当する者であることが判明したとき。	指定取消し 又は 指定停止 6 月以下
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	25 条の 11 第 1 項第 2 号	第 25 条の 4 第 1 項, 第 2 項	第 21 条第 1 項, 第 2 項,	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し
			第 21 条第 3 項	2. 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止 3 月以下
届出義務違反	25 条の 11 第 1 項第 3 号	第 25 条の 7	第 34 条	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
			第 35 条	2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
事業の運営基準違反	25 条の 11 第 1 項第 4 号	第 25 条の 8	第 36 条第 1 号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定停止 6 月以下
			第 36 条第 2 号	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物等に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止 1 月以下

違反項目	水道法		水道法施行規則	違反内容	処分内容等
	根拠条文	関係法令条文			
事業の運営基準違反	25 条の 11 第 1 項第 4 号	第 25 条の 8	第 36 条第 3 号	3. 管理者の承認を受けた工法, 工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止 6 月以下
			第 36 条第 5 号イ	4. 水道法施行令第 6 条 (給水装置の構造及び材質の基準) に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止 6 月以下
			第 36 条第 5 号ロ	5. 給水管及び給水用具の切断, 加工, 接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止 3 月以下
			第 36 条第 6 号	6. 指名した給水装置工事主任技術者に, 施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は, 当該記録をその作成した日から 3 年間保存しなかったとき。	指定停止 3 月以下
工事施行に関する義務違反	25 条の 11 第 1 項第 5 号	第 25 条の 9		1. 給水装置の検査の際, 管理者の求めに対し, 正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止 3 月以下
	25 条の 11 第 1 項第 6 号	第 25 条の 10		2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出について管理者の求めに対し, 正当な理由なくこれに応じず, 又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止 3 月以下
	25 条の 11 第 1 項第 7 号			3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え, 又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止 6 月以下
不正申請	25 条の 11 第 1 項第 8 号			1. 不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。	指定取消し

備 考

- 1 表中の処分内容が指定停止であっても重大又は悪質な違反と認められるときは指定を取り消すことができる。
- 2 違反行為等の事実を知った日前 2 年間に受けた処分等は前歴として取り扱う。